

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめは、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ・集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を盗まれたり、隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものです。決して許されない行為です。

全ての生徒及び教職員が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもちながら、生徒をいじめから守るために、いじめのない、いじめを許さない学校を作るために、いじめについて次のように理解します。

- ・いじめは、卑怯な行為であり、絶対に許されない。
- ・いじめは、すべての生徒に起こりうるものである。
- ・いじめは、見ようとしなければ見えてこない。
- ・いじめは、加害も被害も両方経験する場合がある。
- ・いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、いじめを認識していながら傍観したり放置したりする生徒の存在など、集団全体にかかわる問題である。
- ・いじめは、いじめられている生徒に問題があるなどの考え方は誤りである。
- ・刑事罰や民事上の損害賠償請求の対象となる場合がある。

このような理解に立ち、いじめの未然防止に努めます。

日頃から生徒、教職員、保護者の信頼関係を深め、また生徒の人間関係を把握し、些細な変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。いじめが起きた際には、いじめを受けた生徒や保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた生徒に心からの反省を促し、生徒が安心して学校生活を送れるようになるまで支援します。

令和元年5月22日改訂